平成２６年（フ）第３１０号
愛知県刈谷市泉田町折戸４番地　ハイム逢妻橋北101号、前住所愛知県刈谷市大手町３丁目43番地　アーバンムラセ103号、前々住所愛知県刈谷市富士見町３丁目303番地２
破産者　武市誉志幸
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３９０号
愛知県岡崎市中島町字中道45番地５
破産者　坂本　光代
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
愛知県岡崎市大幡町字東方便野55番地
破産者　岡田自動車販売こと　岡田　幹裕
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第９１１号
広島市安佐北区口田１丁目７－８、住民票上の住所広島県東広島市黒瀬切田が丘３丁目３番11号
破産者　太刀掛紀子
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２号
神奈川県横須賀市長沢２丁目９番65号第５リビエール山鳶301、開始決定時の住所神奈川県横須賀市長沢１丁目51番16―104号
破産者　高浜　孝志（開始決定時の氏橋本）
1　決定年月日　平成27年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２００３号
札幌市東区東苗穂14条３丁目４番５号
破産者　本間　孝二
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
仙台市青葉区上愛子字蛇台原57番地の８　シュトラール壱番館202、従前の住所山形県鶴岡市湯野浜１丁目19番８号
破産者　羽根田芽亥子
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５号
福島県西白河郡矢吹町曙町45番地
破産者　大木　訓寛
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第６号
福島県西白河郡矢吹町曙町45番地
破産者　大木　昌恵
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
埼玉県川口市幸町２丁目13番24号
破産者　水越　裕子
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１５７号
さいたま市北区今羽町244番地２　市営今羽団地３―501
破産者　福田　京子
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１６４号
さいたま市中央区上峰１丁目19番28号
破産者　藤野　祐一
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１０１号
長野市松代町松代222番地
破産者　石川　盛雄
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
長野市松代町松代222番地
破産者　石川　　博
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
静岡市駿河区広野３丁目３番２号
破産者　海野富士郎
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４４７号
大阪府交野市倉治２丁目34番３号
破産者　玉村　公男
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６０号
大阪市大正区三軒家東４丁目10番６号　ネクサスサンゲンヤ202号
破産者　ネイルズオオサカこと　永松　綾香（旧姓前田）
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３８０号
大阪市東淀川区東中島１丁目21番15―307号
破産者　長嶋　　治
1　決定年月日　平成27年６月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部